

歴史的町並みを有する地域における火災対策 —奈良市中新屋町を事例として—

奈良市役所 山内 さくら
奈良教育大学 河本 大地

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

歴史的な町並みは近年、地域の特徴を生かすまちづくりや歴史まちづくり法の施行によって全国各地でその保存や活用が盛んになりつつある。そしてその町並みは木造建築物が密集し街路幅員も狭く、火災に弱い地区でもある(三島・田口、2011)。歴史的な町並みの保全を図っている地域において、地域の風趣を損なうことなく防災機能を高める研究は限られており(富山、2001)、火災時における町全体の安全性確保や被害抑制を目的としながらも、町としての特性を損なわないように最適な方法を検討することが望まれる(三島・田口、2011)。また、歴史的な町並みの保全を図っている地域は、地域特性が防災上の課題と重なっている。地域の魅力を守るためには、住宅の不燃化や道路の拡幅等の一般的なハード面の防災機能の向上のための手法を採用できない(富山、2001)。

ソフト面の防災機能の例として、「歴史的景観保全修景地区」制度によって候補第一地区に指定された京都市祇園南地区が挙げられる。この地域では制度と同じ年に「祇園町南側地区協議会」が結成されており、協議会を中心に毎年大規模な防災訓練を実施している(上林、2007)。また、同協議会では私設消火栓の整備などにも取り組んでおり、人的な消火力と機械的な消火力の整備に力を入れ活動している(上林、2007)。

以上から、本稿では歴史的町並みの保全と防火を両立するための取り組みや住民の意識を明らかにし、今後の町並みと人々の暮らしを維持する方法を解明する。特に、奈良市の「ならまち」にある中新屋町を中心に置かれている防火バケツ(図1・図2)を通して、中新屋町の住民の防災意識や、ならまちに対して奈良市が行う火災への取り組み



図1 奈良市中新屋町の防火バケツの一例
(2022年1月、山内撮影)



図2 奈良市中新屋町の町並み
(2022年7月、河本撮影)

を調査し、現在の課題を明らかにする。

(2) 研究方法

これまでのならまち、特に中新屋町の防災に関して、「奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり研究会」に所属していた方や奈良まちづくりセンターの有識者に聞き取りをし、暮らしや町並みを守るためにどのような取り組みがなされているのかについて情報収集する。

また、中新屋町の住民に対するアンケート調査を実施し、現在行われている防災への取り組みに対する関心度や課題について分析を行う。そして、得られた課題点を明確化し、改善策を検討する。

2. 研究対象地域のまちづくりと火災対策

(1) ならまちのまちづくり

ならまちは、奈良町（こちらにも「ならまち」と読む）の一部である。奈良町は、江戸時代中期の『奈良町絵図』に描かれた奈良町の区域を指す通称地名で、奈良市中心部の旧市街はほとんどこれに含まれる。中世以降、「寺社のまち」、「商工業のまち」、「観光のまち」として人々の営みとともに発展してきた奈良町は、豊かな歴史や文化が育んだ、町家などの歴史的な建物や伝統行事が残り、多くの人々を惹きつけている（奈良市観光経済部奈良町にぎわい課、2021）。奈良町では、「ならまち」、「きたまち」、「高畑」、「京終・紀寺」の4エリアに分け、それぞれの特徴を活かしたまちづくりが行われている（奈良市、2021）。

このうち、ならまちはおおむね国道369号よりも南の区域を指す。奈良時代の元興寺や興福寺の旧境内地に、中世以降に多くの人々が住み、社寺とともに発展した。古代中世の寺院の痕跡が町名や屈折した街路として残り、古社寺とともに、江戸時代から昭和初期の町家が手を加えられながらも残っている（奈良市観光経済部奈良町にぎわい課、2021）。特に、元興寺の旧境内を中心とする歴史的町並みが比較的維持されている49.3ヘクタールは、奈良市都市景観条例による奈良町都市景観形成地区に指定されており、ならまちの核心をなしている。

ならまちでは、歴史的町並みの維持と「生活の場」であることとの調和が目指されており、まちづくりには「地縁型」である自治会だけでなく幅広い市民によるいくつもの「NPO型市民組織」が関わり合っていて、行政も柔軟に「住民合意形成型」をまちづくりの特徴としてきた（二十軒、2009）。ならまちのまちづくり団体として、公益社団法人奈良まちづくりセンターや、さんが俵座、奈良町座、なら・町家研究会、にやらまち猫祭り実行委員会などが挙げられる。特に公益社団法人奈良ま

ちづくりセンターは、1979年から前身の奈良地域社会研究会として活動しており、奈良町の中で最も歴史のあるまちづくり市民団体といえる（公益社団法人奈良まちづくりセンターのウェブサイト）。

とはいえ、ならまちでは高齢化の進行が著しく、人が住まない空き町家が増加してきた（實・安田、2006）。その対策は一部で功を奏し、古い建物を活用した店舗等が増えている。このことは観光振興につながっているものの、地域外出身者によるものが多いことなどから地域社会とのつながりが弱いという問題がある（沼尻、2015）。ゲストハウスや民泊などの新しい形態の宿泊施設も増加している（関川、2017）。町家等や地域全体を活用した教育実践も進められている（今野ほか、2007；岩本・二十軒、2017；河本、2018）。

以上のように、ならまちではさまざまな団体による多様なまちづくりが展開されており、地域社会の暮らしや文化、町並みを守り継承していこうとする意志の強さを読み取ることができる。

(2) 中新屋町の火災への取り組み

本研究の対象地域は、奈良県奈良市中新屋町（図3）である。中新屋町は、奈良町の中の「ならまち」の中心部に位置している。歴史的町並みを色濃く残す、木造建造物が密集して建ち並ぶ町で、全域が奈良市都市景観条例による奈良町都市景観形成地区に指定されている。

中新屋町ではおよそ20年前に、独居の高齢者や独居の身体障害者が逃げ遅れた火事が相次いで2件発生した。それにより中新屋町自治会主導で各家の軒下に防火バケツを置いたり、2002年7月頃には自治会やまちづくり団体、建築家など技術者ネットワークの有志によって「奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり研究会」を設立したりしたため、ならまちの中でも火災に対して意識の高い町であったといえる。

しかし、2021年現在、自治会主導で行われる、火事への物的対策や冬から春先にかけて週に2回ほどの頻度で行われる火の用心の見回りは続いているものの、研究会の活動は報告書を提出した2005年4月以降休止している。そのようなことから、現在の中新屋町の火災に対する状況を把握

町として成立し、江戸時代中期までに南大和地区における商業の中心地として発達した。旧環濠で囲まれた保存地区は中世末期の寺内町形成から近世の在郷町へと発展する市街地形態が残っている地域である（橿原市、2020）。今井町で行われている防災に関する事業としては、防災水槽を備えた生活広場の整備、防災機能を有する旧環濠の復元整備、地区内における消火栓及び消火器等の設置などが挙げられる（橿原市、2020）。

中新屋町と今井町の共通点のひとつとして挙げられるのは、道路の幅員の狭さである。道路については建物建て替えの際に4メートルの幅員に拡張し（建築基準法）、消防活動をしやすくする必要があるのでどちらの地域でも歴史的景観を守るために道路の拡張を行っていない。

2005年の提案では今井町全体の防災対策として環濠を活かした防火水槽が紹介されている（奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり研究会、2005）。今井町では地下に防火水槽、地上に防災小屋や公衆便所をつくり、普段は公園として使用し、災害時には防災拠点となる施設を地域に複数箇所設置している。このような施設には可搬式ポンプや備品倉庫なども設置し、普段は生活広場として開放されている（橿原市ウェブサイト）。

2005年に今井町の事例が紹介されているにも関わらず、2021年の時点で中新屋町や奈良町には今井町のような防災拠点になるような広場は確認できず、現実的な事例となっていないと考えられる。また、そのような防災拠点が作られていない理由として、奈良町と今井町の資金面での相違が挙げられる。

橿原市今井町は上記の通り重要伝統的建造物群保存地区に指定されているため、伝統的建造物群基盤強化事業の対象地域となる。保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現するために行われているこの事業では、重要伝統的建造物群保存地区を持つ市町村が補助対象となり、原則として費用の50%の補助を受けることができる。国からの補助によって、上記のような充実した防火対策を実施

することができ、重要伝統的建造物群保存地区に指定されていない奈良町に比べ防災施設や広場をつくるのが容易であったと考えられる。

また、今井町は外部からの侵入者を拒絶する自治都市を築いていた歴史から、地区を取り囲むように設けられていた環濠跡が存在するのに対し、奈良町には環濠は存在せず、環境的な条件の違いも今井町の事例が現実化していない理由のひとつとして考えられる。

以下は今井町に設置されている生活広場や公園である（橿原市ウェブサイト）。中町筋生活広場（図4）は80トンの耐震性防火水槽を埋没した鉄筋コンクリート造り、外部木製の2階建ての防災小屋である。木造建築密集地の中、初期消火および災害時の救援などの防災拠点の役割をそなえ、便所、休憩施設、防災倉庫を設置している。建物周囲は「井戸」を想定した生活広場として開放している。また、小公園を整備するに先立ち行われ



図4 橿原市今井町の中町筋生活広場
(2021年9月、山内撮影)



図5 橿原市今井町の北環濠小公園
(2021年9月、山内撮影)

た発掘調査で検出された遺構を保存し、40トンの防火水槽を埋没した北環濠小公園（図5）は、災害用の井戸（手押しポンプ）、炊き出し用ベンチ、非常用便所の設置ができる施設などを設けた広場が整備されている。

3. 行政の取り組み

（1）奈良市全体に対する取り組み

火災件数の多くの割合を占める住宅火災の発生を予防するため、奈良市では、「市民一人ひとりの防災知識の向上、住宅用火災警報器の普及等を図り、市民の生命、財産を火災から保護、または被害を軽減することを目的とし」て、奈良市消防局住宅防火推進計画を策定した（奈良市消防局、2021）。

奈良市消防局住宅防火推進計画では「住宅用火災警報器の設置促進や点検、取替えに関すること」、「住宅火災の出火原因に関すること」、「火災発生時の初期消火及び避難に関すること」などについての普及啓発の実施を推進している（奈良市消防局、2021）。

また、市民に対しての住宅防火に関する指導、広報を「リーフレット、チラシ等のポスティング又は自治会回覧による住民周知」、「防災訓練、訓練指導、防火講話等における対面」によって行っている（奈良市消防局、2021）。加えて消防局員のみでの活動に限らず、「女性防災クラブ、幼年消防クラブ、ジュニア防災クラブ、消防団（広報指導分団）等の関係団体と連携した啓発活動」などを推進している（奈良市消防局、2021）。

特に住宅防火に関する指導や広報等について、奈良市消防局予防課は奈良市女性防災クラブと事業協力をし、地域の防火・防災強化のための活動を行っている。

女性防災クラブは「家庭防火の観点から平日頃、家庭で火気を取り扱う機会の多い家庭婦人の方々が一緒に防火に関する知識を学び、火災の減少に尽力する予防啓発組織として誕生し」た（奈良市消防局予防課、2021）。

現在、女性防災クラブは「地域の防災リーダーであり、自主防災組織等の関係組織と密接な連携を図り、災害発生時の初動対応者として重要な役

割を担っている」（奈良市消防局予防課、2021）。

女性防災クラブの具体的な活動は、防火・防災に係る訓練等への参加、炊き出し訓練や応急手当講習会、地域での防災研修への参加、住宅火災の街頭防火啓発活動などである。

特に住宅火災の街頭防火啓発では住宅火災警報器の設置を促進する活動をしている。

女性防災クラブとの共同事業を行う理由のひとつとして、同じ地域に住む女性への地域住民からの信頼の大きさが挙げられる。

「消防局員が住宅火災警報器の設置について各家庭を訪ね説明するより、近所に住む顔見知りの女性が訪ねてくるほうが信用する住民が多く、住民側が受け入れてくれることが多い」（奈良市消防局予防課課長補佐 松田博明氏談）のである。

このような地域との関わりを通して奈良市消防局では防災や防火に関してさまざまな事業を推進しており、以上が地域で起こる火災に対してのソフトな対策といえる。

（2）奈良町に対する取り組み

消防庁は2016年12月22日に発生した糸魚川市大規模火災を受け、「糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会の検討結果について」により、本火災を踏まえた基本的な考え方、各消防本部において早急に取り組むべき事項、今後取り組むべき主な事項等を示した（総務省消防庁、2017）。

策定する目的は5つあり、「出火建物周辺への延焼防止」、「他署からの出動車両の活動内容の把握」、「策定する際に、図上検討等を通して消火戦術の効率化を目指す」、「早期鎮火を目的とした消火隊や救助隊等の効率的な連携」、「後方支援体制の確立」が挙げられている（奈良市消防局）。

計画を策定する地域として挙げられているのは、街区指定要領に定める街区である（奈良市消防局、2018）。街区指定要領とは「住宅密度が80戸/ヘクタール以上で木防率が65%以上（非木造面積率が35%以下）の街区」、または「不燃領域率が40%以下の街区」である。またそれに加え、「直近消防水利より消防用ホース8本以上の延長を要する

箇所」、「鉄道、河川及び道路等により消火活動に支障をきたす箇所」、「使用可能な消防水利が限定される箇所」、「消防署長が必要と認める箇所」も街区指定要領によって定められている。また、計画を策定する地域として、地勢、水利状況及び建築事情等を複合的に勘案し、消防活動が著しく困難と判断される街区も挙げられている（奈良市消防局、2018）。

奈良市消防局では街区火災防ぎょ計画として、2018年12月に三棟町と元興寺町の街区火災防ぎょ計画（中央消防署第1号街区火災防ぎょ計画）、2019年2月に十輪院町、福智院町、公納堂町、毘沙門町周辺の防ぎょ計画（中央消防署第2号街区火災防ぎょ計画）を策定した。

街区火災防ぎょ計画は、防ぎょ計画基本事項、指定地域状況、付近見取図、活動詳細図、小隊行動計画書の大きく分けて5つの資料を用いて作成されている。

第1項目の防ぎょ計画基本事項は、策定地域の地域面積や木防率、建物棟数、世帯数、人口、地域特性などが記載されている。また、有事の際それぞれの小隊が使用する水利や主に行う任務、活動内容などが明記されており、策定目的の2つ目にあつた「他所からの出動車両の活動内容の把握」が達成されている。

第2項目の指定地域状況は、地形道路状況や建物状況、水利状況、重要文化財等の有無、直近避難所・近隣病院の情報などが明記されている。この指定地域状況も、1つ目の防ぎょ計画基本事項と同様に当地域の管轄署以外から応援が来た際、効率的に活動できるよう基本情報として共有されている。

第3項目は付近見取図であり、指定地域内にある公設消火栓の位置を地図上に示している。

第4項目は、活動詳細図である。ここでは1つ目の防ぎょ計画基本事項で明記された、それぞれの小隊の消火位置が策定地域の地図上に配置されたものである。ポンプ車、指揮車、救急車を停車する場所や、それぞれが使用する水利、活動する際の進行方向などを地図上に示すことで視覚化が可能になり、より早急な消火活動を行える。

第5項目の小隊行動計画書では、出動するそれ

ぞれの小隊の車両車種や積載水量、任務や詳細な行動計画が記されている。奈良町のような延焼しやすい地域特性をもちながら緊急車両が侵入できない地域において、街区火災防ぎょ計画のような、あらかじめその地域について調査し、緊急時に早急な対応ができるようなハードな側面を持つ火災対策は必要不可欠であると考えられる。

2019年に策定された中央消防署第2号街区火災防ぎょ計画では、策定地域の特性として、「奈良市の中心部に位置し、ならまちとよばれる地域の一つのまちである。木造2階建ての住宅が多く、築年数が古く隣家との幅も非常に狭く、古民家を利用した店舗が数多くあり延焼の可能性は非常に高い」と記述されている（奈良市消防局、2019）。

中央消防署第2号街区火災防ぎょ計画を策定した地域の特性は、本稿の研究対象地域である中新屋町の地域の特性と類似する点が多い。また、策定された地域の中でも最も距離の近い毘沙門町から中新屋町までは、直線距離にして約200メートルである。そのことから、研究対象地域である中新屋町も中央消防署第2号街区火災防ぎょ計画とほぼ同様の計画がなされると考えられる

街区火災防ぎょ計画については、2017年に消防庁からの通知を受け、より危険性の高い地域から作成を始めている段階である（奈良市消防局予防課課長補佐 松田博明氏談）。

奈良市の中でも木造建造物が密集し、緊急車両の進入が難しい奈良町の内部にある中新屋町やその他の町でも、早い段階で街区火災防ぎょ計画が策定されると考えられる。

4. 調査・分析

（1）防火バケツの分布

図6から、特に本稿の研究対象地域である中新屋町や西新屋町、高御門町、元興寺町周辺で防火バケツが多く分布していることがわかる。この結果から、防火バケツの設置が奈良町全体で義務付けられているわけではないこと、また、町単位で設置が進められたことが考えられる。

今回調査した範囲の中でも防火バケツの分布に偏りがみられ、防火バケツ発祥の地とされる中新屋町からの距離と防火バケツの分布には相関関係



図6 中新屋町周辺における防火バケツ分布
(地理院地図を用いて山内作成)

がないことが明らかになった。加えて防火バケツが多く分布している町の中でも防火バケツを設置している家と設置していない家が存在していた。各家庭の防火バケツの設置の有無については、自治会への参加の有無や持家であるか否かが関連していると考えられる。

(2) 中新屋町住民の防災意識

本稿の研究対象地域である中新屋町住民の防災や防火バケツに対する意識を調査するため、アンケート調査を実施した。アンケート調査の概要は以下のとおりである。

本研究では、自由記名による選択式及び自由記述式のアンケート調査票を、中新屋町住民または中新屋町に店を構える経営者に配布した。調査票配布期間は2021年(令和3年)9月22日から1週間程度とし、調査票の回収期間は配布日から2021年10月3日までと定めた。

配布方法は、感染症予防の観点から中新屋町自

治会長から対象者への配布を原則とし、中新屋町自治会長を通して回収を行った。調査票の回収率は62.5%(25件/40件)であった。

住民に対する調査票は、各世帯の世帯主(代表者)に対するものとその世帯に住む全員に対するものの2種類を用意し調査した。まず、世帯主(代表者)に対するアンケート調査では、住宅の建築様式やいつごろから居住しているか、準備している防災グッズの種類、防災訓練への参加頻度、各家で行っている火災への対策などの項目を作成した。また、世帯に住む全員に対しては、現在自宅に防火バケツを設置しているか否かにかかわらず、防火バケツに意義があるか考えるか、またその理由について、自由記述式で行った。

①世帯主へのアンケート調査の分析

各世帯の世帯主(代表者)に対する調査票の設問1は、住宅についてである。その世帯の住宅が持家か借家か、木造建築か、またいつごろから住

んでいるかを問うものである。これらは、自宅の種類や居住する期間によって防災意識に差が出てくるのではないかという仮説を検証するために設定した。

設問2は、自治会への加入、未加入を問うものである。自治会への参加が防災意識に影響を与えているのではないかという仮説を検証するために設定した。

設問3は、防災グッズの準備について問うものである。防災グッズ準備の有無や準備しているグッズの種類（設問3①）が防災意識に影響を与えるという仮説を検証するために設定した。

設問4は、防災訓練への参加頻度を問うものである。本アンケート調査では5段階に分け、住民の回答を集計した。防災訓練への参加頻度と防災意識にはなんらかの関係性があるという仮説を検証するために設定した。

設問5は、各家庭で行っている火災への対策を自由記述で問うものである。独自に火災への対策を行っている世帯と防災意識の相関関係を検証するために設定した問いである。

設問6は、中新屋町周辺で見られる防火バケツについて、家の前に設置しているか否かを問うものである。また、それに対する理由（設問6①②）も問い、中新屋町内住民にどのくらい防火バケツが浸透しているのか、またその意義をどのように考えているのかを明確にするためこの問いを設定した。

住宅の種類について尋ねた設問1では、25世帯中16世帯が持家と回答し、6世帯が借家、残りの3世帯はその他（店舗）と回答した。このことから中新屋町では持家に居住している住民が多く、回答者の中には町内で店舗の経営者も含まれていることがわかる。

また、中新屋町にいつから居住していたかという問いに対しては、「明治時代から」「生まれたころから」など古くから代々自宅を継承していることがわかる回答があった一方で、1990年代や2000年代と回答する住民も一定数存在した。

建築様式に関しては18世帯が「木造建築である」と回答しており、古い町並みを残し景観を守る一方で、より火災への対策が必要不可欠な地域だと

いえる。

自治会への加入、未加入について尋ねた設問2では、回答者全員が自治会に加入していた。

防災グッズについて尋ねた設問3では、25世帯中22世帯がなんらかの防災グッズを準備していることが確かめられた。また、防災グッズの種類別にみると懐中電灯を準備している世帯が21世帯、次いで19世帯がヘルメットを準備していた（図7）。

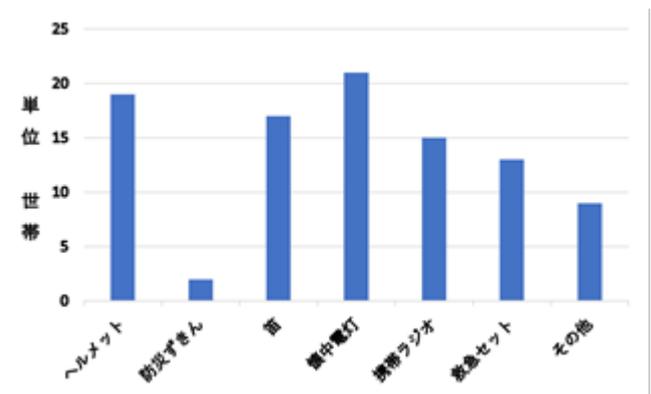


図7 設問3①の結果

選択肢以外の防災グッズ（その他）を準備していた世帯は9世帯、ほかに非常食（4世帯）、水（2世帯）、マスク（2世帯）、靴（2世帯）ラップ類（2世帯）、軍手、ペット用防災グッズ、断熱シート、新聞紙などを防災グッズとして備えていた。

防災訓練の参加頻度を尋ねた設問4の結果は図8のようになっており、中新屋町住民の防災訓練への参加意識は低いことがわかる。

家庭ごとの火災対策について尋ねた設問5では、「火災報知器の設置」や「消火器の設置」、「元栓を毎回しめる」、「家具やコンセントの配置」といった回答があった。火事を未然に防ぐための日常的な対策が家庭内でなされていることがわかる。

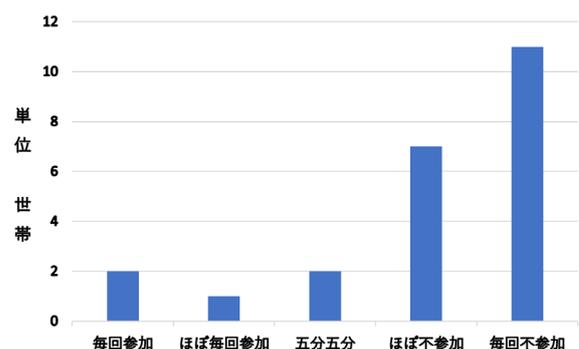


図8 設問4の結果

防火バケツについて尋ねた設問6では、未回答の1世帯を除き、すべての世帯が各家の前に防火バケツを設置していることが分かった。また、防火バケツを設置している理由について、「初期消火のため」と回答する世帯主（代表者）が最も多く、39%を占めている（図9）。

また、観光客や通行人に対する防火への意識づけのため（「意識づけのため（対外的）」）に防火バケツを設置している世帯が全体の7%なのに対し、中新屋町住民自身に対する防火への意識づけのため（「意識づけのため（対内的）」）に防火バケツを設置している世帯が全体の29%と4倍以上の結果になっている（図9）。中新屋町に設置されている防火バケツについて、住民全体の防火意識を常日頃から高めておくためのものだと認識している住民が多いことがわかる。

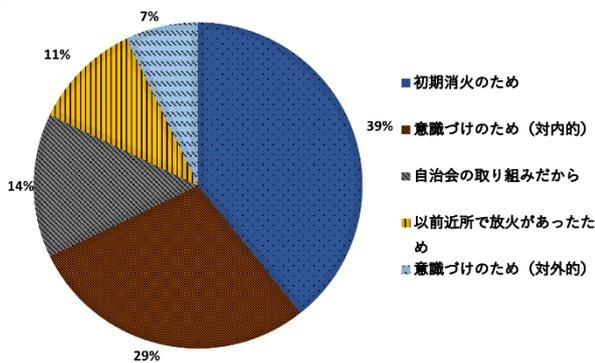


図9 設問6①の結果

防火バケツの設置理由と住宅の種類をクロス分析した結果が図10である。約20年前の放火や対外的な意識づけに起因した設置理由を挙げているのは、持家の住民のみであることがわかる。また、自治会の取り組みであることを設置理由として挙げている住民の50%は借家の住民である。借家の

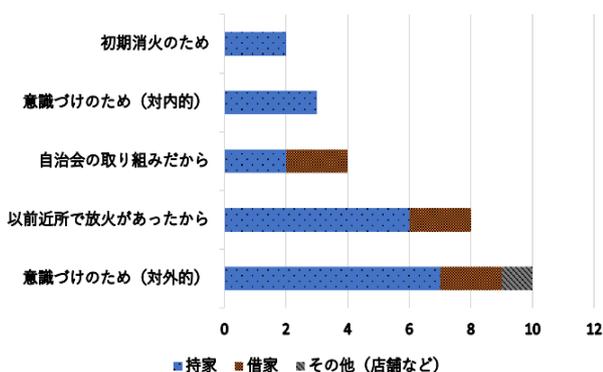


図10 設問6①と住宅形式のクロス集計の結果

住民が設置理由として挙げた項目のなかで、最も高い割合となっている。

設問4と住宅の種類の関連についても分析を行った（図11）。持家に居住する住民と、借家・その他に居住する住民では防災訓練への参加意識に差があることがわかった。防災訓練に「毎回」「ほぼ毎回」「五分五分」の頻度で参加しているのは持家の住民だけであり、借家・その他の住民の参加頻度の回答は、すべて「ほぼ不参加」、「毎回不参加」であった。

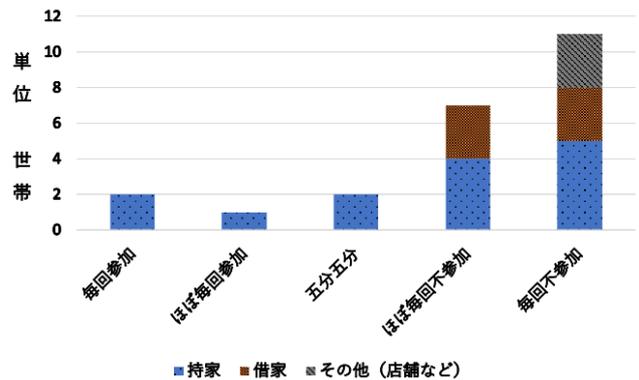


図11 設問4と住宅形式のクロス集計の結果

これらの結果から、住んでいる家が持家か否かで防災意識に差異が生じているといえる。

②住民個人へのアンケート調査の分析

世帯主向け調査票の回答世帯の住民に対して個人アンケート調査を行った。本調査は、世帯主向け調査票に回答した25名を含む49名の回答を集計できた。

本調査票の設問1、設問2は性別と年齢を問うものである。回答者の年齢の割合は、図12のとおりである。

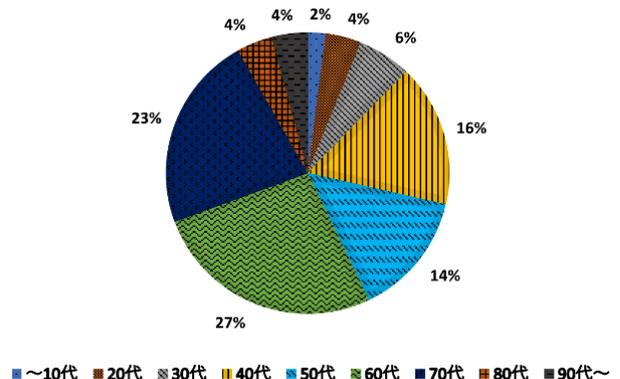


図12 回答者の年齢割合

設問3では自宅の前に防火バケツを設置する意義があるか、その理由を尋ねた。また、意義がないと考える住民に対してもその理由を尋ね、自治会全体の意識だけでなく個人の防火バケツに対する意識を調査した。

設問4では、これまでに防火バケツが役に立った経験があるかを尋ねた。設問4以前では防火バケツの存在意義についての質問を中心に住民の認識を調査したため、この設問では実際に防火バケツが利用されている例を問う。

設問5では、防災や防火バケツなどについて、考えを自由記述で尋ねた。防火バケツ設置の意義について尋ねた設問3では、「設置の意義がある」と答えた住民が94%、「設置の意義はない」と答えた住民が4%、「未回答」が2%であった。

設問3で防火バケツの設置に「意義がある」と回答した住民に対して「どのような意義があるか（設問3①）」を尋ねたところ、「初期消火で大きな火災になるのを防ぐ」（49%）、「住民や観光客に対する防火意識の向上」（対内的なもの37%、対外的なもの12%）、「音での周知」（2%）との結果が得られた。

設問3で防火バケツの設置に「意義がない」と回答した住民に対して「意義が感じられないのにはどのような理由があるか（設問3②）」を尋ねたところ、「水量が足りない」ことや「ゴミ箱と間違えられてゴミが捨てられる」という回答があった。

「ゴミが捨てられる」ことについては複数の住民が設問5の自由記述で回答しており、防火バケツが用途を知らない観光客などの通行人の吸い殻入れになっているという現状もある。

設置した防火バケツが役に立った経験があるか尋ねた設問4では、「不審火で車庫が燃えそうになった際使用した」住民や「店先でたばこの吸い殻に水をかけた」住民がおり、防火バケツが実際に初期消火に使用されている例があることがわかった。

また、設問2と設問3の関連についても調べたが、回答者の年齢と防火バケツ設置の理由の関連性は見られず（図13）、設置の理由については個人の考え方や経験が大きく影響していると考えら

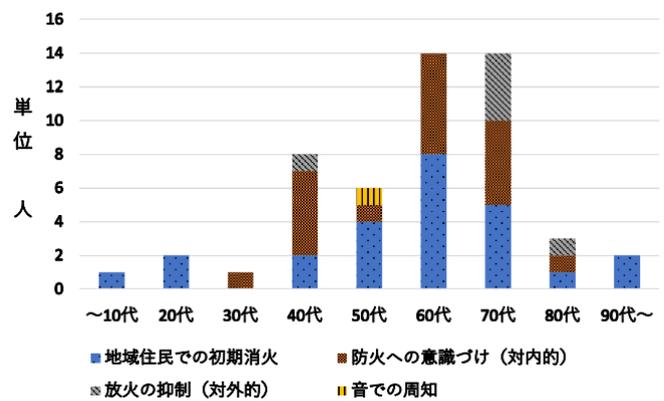


図13 防火バケツ設置の理由と年齢のクロス集計の結果

れる。

5. おわりに

本研究では、歴史的町並みを有する地域の防火対策の現状と課題を、中新屋町を対象にみてきた。

中新屋町では、およそ20年前に相次いで火事が起こったことにより防火への意識が大きく変化し、町全体で対策を行ってきた。中新屋町自治会では、「奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり研究会」の結成や防火バケツの設置、夜回り、防災グッズの配布などを通して独自の防火対策を行っていた。火事が起こってからの対策だけでなく、未然に防ぐ努力や町内全体の防火意識の向上を目的として行っている。このことから火災に関する取り組みを消防などに任せきるのではなく、住民の意識や日常的な対策で予防し、町並みを守っていくという工夫をしていることがわかる。しかし、夜回りを冬のみ限定して行うようになったことや防災訓練への参加の割合が低いことから、徐々に地域の防火に対する意識が薄れている現状がある。

歴史的な町並みを残している中新屋町だが、居住する人は流動的であり、20年前の火災への高い意識をそのまま保つことは難しい。アンケート調査の分析からも、過去に発生した2件の火災の記憶がある住民が多く、そのことから高い防火意識と自治会独自の火災対策が成り立っていると考えられる。2件の火災の記憶が薄れていくにしたがって現在中新屋町自治会が取り組んでいる火災対策を継続していくのは難しいのではないかと考えられる。

必然的に薄くなっていく防火への意識を高い状態のまま保ち続けるには、住民「個人の意識」だけに頼るのではなく、形に残るものや組織的なものとして後世に残していく必要がある。そのためには定期的に住民の防火意識を高める機会をつくる必要がある。具体的には火災に対する防災訓練の参加率を増加させる取り組みである。

アンケート調査の分析より、中新屋町の住民は自治会の行う防火への取り組みに対しての参加や意識は高いにも関わらず、実際に火事が発生した際の対応能力を向上させる効果を持つ防災訓練への参加率は低かった。「観光地であることから道路を封鎖しての実地訓練は難しい」（中新屋町自治会長談）が、消火器の使用方法や、火や煙からの逃げ方など火災が起きた際の基本的な対応の仕方を訓練するのは別の場所で行うことが可能である。

また、「今実際に町内で火事が発生しても誰も消火できないのでは」（中新屋町自治会長談）という自治会長の言葉からも推測できるように、火災を予防する意識や方法を持っていても、火災が起きた際、対応する能力は十分でないと考えられる。そのため、町内の住民が定期的に防災訓練へ参加することによって、住民の防火意識をより高揚させ、対応能力を身につけることが住民自身の身を守るためにも歴史的な町並みを後世に残していくためにも必要不可欠であるといえる。

さらに、行政と地域の住民の連携も歴史的な町並みやそこに住む人々を守っていくためには重要である。火災が発生した場合に危険性の高い場所はどこか、逃げるのが困難な住民はどこに住んでいるのかなど、地域に住む住民の知識と、どのような消火活動を予定し地域住民にはどのような役割を望んでいるか、日常的にできる効果的な火災予防の方法とはどのようなものなのかなど、行政側の知識を相互理解することでリスクを減らしていく努力が必要不可欠である。

具体的には、3章で挙げた街区火災防ぎょ計画について、消防局の持つ情報だけでなく、住民がその地域に住んでいるからこそ持っている情報を取り入れることが重要である。そのために地域住民と行政職員、ここでは消防局員が互いの情報や

考えを発信するワークショップのような場をつくり、住民と行政の対話をすすめていく必要がある。

立場の異なる地域住民と行政職員が対話することによって、初めて具体的な防災・防火の方法を追求できると考える。またそれに加えて、意見交換をすることで防火に対してより深い理解を得ることができ、地域住民の防火に対する意識を高い位置で保つ機会としても有効であると考えられる。

【付記】

本稿は、山内が河本の指導により執筆した奈良教育大学教育学部学校教育教員養成課程教科教育専攻社会科教育専修地理学研究室の卒業論文を土台にして、河本が加筆修正したものです。本研究の実施にあたり、綿密なご指導・ご助言をいただきました奈良まちづくりセンターの二十軒起夫様、並びにインタビュー調査やアンケート調査にご協力いただきました中新屋町自治会長の村岡隆様、奈良市消防局予防課の松田博明様、中新屋町住民の皆様にも厚く御礼申し上げます。

【文献】

(URLの最終検索日はすべて2022年7月14日)

- ・岩本廣美・二十軒起夫、2017年、民間非営利団体の催しにおける子どもの学び—『奈良町井戸とかまどご飯体験』の実践を中心に、奈良教育大学次世代教員養成センター研究紀要、3、pp. 185—190.
- ・橿原市、かしはら探索ナビ
https://www.city.kashihara.nara.jp/kankou/own_imai/kankou/imaichou/
- ・上林研二、2007年、景観保全と防災の両立をめざしたまちづくり—祇園町南側地区の取り組み—、住宅総合研究財団研究論文集、34、pp. 15—26.
- ・公益社団法人奈良まちづくりセンターのウェブサイト
<http://www4.kcn.ne.jp/~nmc/>
- ・河本大地、2018年、大学初年次における「身近な地域」の調査とウィキペディア編集—奈良のならまちでの実践からみた有効性と課題—、E-journal GEO、13、pp. 534—548.
- ・今野博信・岡本定男・大西香菜・ツェンドマー・花岡宗憲、2007年、「総合的な学習の時間」に生かす魅力ある地域題材開発の試み—町家での宿泊体験活動からの発

- 展可能性をさぐる一、奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要、16、pp.169-174.
- ・ 賓 清隆・安田敦郎、2006年、奈良町の景観変容と景観保存、歴史地理学、227、pp.69-80.
 - ・ 関川卓司、2017年、新しい宿泊形態（ゲストハウス・民泊）の出現による町家地域の再生の可能性—奈良市ならまち・京終地域の事例を中心に、創造都市研究、e12、pp.9-29.
 - ・ 富山育子、2001年、歴史的町並みの保全地域を対象としたコミュニティの活用による防災機能の向上に関する研究—京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区をケーススタディとして その1—、日本建築学会計画系論文集、547、pp.193-200.
 - ・ 内閣府、中心市街地活性化に関する各府省庁による近年の取り組み状況及び令和4年度予算概要要求等の概要。
https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/renrakukaigi/r03_dai2/03_siryu2_yosan.pdf
 - ・ 内閣府防災情報ページ
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/machidukuri/matidukuri/jirei/jireinew/jirei101.htm>
 - ・ 奈良市のウェブサイト
<https://www.city.nara.lg.jp/>
 - ・ 奈良市、2021年、新奈良町にぎわい構想アクションプランVer.2.
<https://www.city.nara.lg.jp/uploaded/attachment/132603.pdf>
 - ・ 奈良市観光経済部奈良町にぎわい課、2021年、奈良町パンフレット・MAP.
 - ・ 奈良市消防局：奈良市街区火災防ぎょ計画策定要領.
 - ・ 奈良市消防局、2021年、奈良市消防局住宅防火推進計画.
 - ・ 奈良市消防局中央消防署、2018年、街区火災防ぎょ計画 三棟町・元興寺町.
 - ・ 奈良市消防局中央消防署、2019年、街区火災防ぎょ計画 十輪院町・福智院町・公納堂町・毘沙門町周辺.
 - ・ 奈良市消防局予防課、女性防災クラブ結成について。
<https://www.city.nara.lg.jp/site/shobo-kyukyuu/3267.html>
 - ・ 奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり研究会、2005年、奈良町の安全・安心・快適な住まい&まちづくり提案報告書—中新屋町プロジェクト—.
 - ・ 二十軒起夫、2009年、歴史的町並みを活かしたまちづくりに関する市民活動の多様な取組みと地方自治体の役割についての事例比較研究—奈良町と今井町に学ぶ、法学研究、11、pp.157-177.
 - ・ 沼尻紗央里、2015年、ならまちにおける新住民型店舗の地域特性（修士論文要旨）、立教観光学研究紀要、17、pp.41-42.
 - ・ 文化庁、橿原市今井町（橿原市）のページ
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/pdf/r1392257_067.pdf
 - ・ 文化庁、伝統的建造物群保存地区
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/>
 - ・ 三島伸雄・田中陽子、2011年、歴史的町並みにおける延焼防止策の提案とその評価に関する研究、日本建築学会計画系論文集、675、pp.2345-2351.